

後期基本計画基本施策別一覧表

基本施策20 地域医療の充実	めざす まちの姿	医療機関がそれぞれの役割分担のもと地域医療体制を充実し、地域全体で医療サービスの強化を図り、安全・安心・信頼の医療が提供されるまちをめざします。
-----------------------	---------------------	--

現状	課題	個別施策の方向性 【(★)は総合戦略に関連する取組】	主な取組	主な取組に対する具体的内容の例示	
<p>◇「宍粟市における地域医療推進のための基本方針」を作成し、取組の方向性を定めるとともに、訪問看護ステーションの活動エリアの拡大や総合病院との連携などにより医療機関が希薄な地域の医療の充実に努めています。</p> <p>◇宍粟総合病院では、公立宍粟総合病院改革プランに基づき、医師の確保や病床数の変更等に取り組み、地域包括ケア病棟の病床数見直しとともに、診療窓口の増加及び午後診療の実施に取り組んでいます。</p> <p>◇宍粟総合病院では、医師・看護師の養成確保に向けた奨学金制度をはじめ、院内託児所の開設や看護師宿舎の設置を行うことで、働きやすい環境づくりに努めるとともに、MRI、CT、血管造影装置等の更新など、医療の高度化と診療科の充実に取り組んでいます。</p> <p>◇地域で育てる病院として、市広報紙やホームページによる情報発信に努めるとともに、「しその地域医療をサポートする会」や病院ボランティアとの協働により、市民の病院への関心と理解を深めるように努めています。</p> <p>◇宍粟総合病院の老朽化が進んでおり、市民の声を反映した構想のもと、新病院建設に取り組んでいます。</p>	<p>地域開業医の減少や偏り、診療科目の不足解消と身近な場所で医療が受けにくい地域に対する方策が必要</p>	<p>①地域医療の充実 市民が安心して暮らせるよう、地域医療の提供体制の充実を図ります。</p>	<p>①-1 宍粟総合病院を核に市立診療所、訪問看護ステーション等が連携した地域医療体制の充実を図ります。</p> <p>①-2 医療資源が乏しい市北部での地域医療の確保を図ります。</p> <p>①-3 医師会や歯科医師会と連携して、地域医療の充実に努めます。</p> <p>①-4 身近な地域におけるかかりつけ医、かかりつけ薬局等の定着、地域連携クリティカルパス(急性期・回復期・維持期において切れ目のない連携医療を提供するシステム)等の切れ目のない医療サービスが利用できる体制づくりを行います。</p>	<p>入院生活と在宅療養がスムーズにできることを目的とした宍粟総合病院・市立診療所・市訪問看護ステーション等の公的医療機関の一体的な運営</p> <p>・一宮北部において公立診療所の開設(R3年度中開設予定)</p> <p>・波賀診療所や千種診療所への宍粟総合病院医師派遣・代診</p> <p>・千種診療所における眼科診療の確保(民間病院からの派遣)</p> <p>・医師会や歯科医師会との保健調整会議(地域医療についての課題や取組の協議、情報共有)</p> <p>・医療と介護の連携会議(地域医療についての課題や取組の協議、情報共有)</p> <p>・市内に無い診療分野における開業医の招聘</p> <p>・感染症対策としての発熱外来の設置</p> <p>・かかりつけ医やかかりつけ薬局の重要性について広報やしそチャンネル、チラシ等による周知</p> <p>・地域連携クリティカルパスの導入</p> <p>・医療機関の地域連携室との連携</p>	
	<p>かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着が必要</p>	<p>②宍粟総合病院の充実 宍粟総合病院について、地域の医療ニーズに合わせた診療体制の充実を図るとともに、病院運営の効率化及び経営改善に努めます。</p>	<p>②-1 地域包括ケア体制の充実及び在宅医療への取組を進めるため、病棟機能変更と内科外来の拡充を図るとともに、レスパイト入院(在宅療養患者が一時的に入院することで、家族介護者の休息の機会をつくり、介護負担を軽減する入院)にも対応した病床機能の見直しを図り、円滑な在宅復帰に向けた医療の提供を行います。</p> <p>②-2 医師、看護師の確保とともに、ニーズに応じた診療科の充実を図ります。</p> <p>②-3 SPD(院内物流システム)により、コスト削減・原価管理など病院運営の改善・効率化を推進します。</p> <p>②-4 市民の声を反映した構想のもと、さらに市民の声を反映しつつ、新病院建設に取り組むとともに、新病院への交通アクセスの確保に取り組みます。</p>	<p>・休日昼間の医師2人配置による急患受入強化</p> <p>・急性期病棟の一部を回復期病棟へ機能変更及び療養環境改善</p> <p>・退院前後訪問指導、退院後訪問診療の充実</p> <p>・医師修学資金・看護師等修学資金の貸与</p> <p>・宍粟総合病院、市立診療所で修学資金の貸与期間以上に医師として勤務した場合の返還免除</p> <p>・大学医局訪問による医師派遣要請</p> <p>・総合病院職員を対象とした24時間対応の託児所運営</p> <p>・外来診療枠の拡充</p> <p>・専門外来(循環器・呼吸器・アレルギー・舌下免疫療法)の開設</p> <p>・院内物流システム導入による診療材料の適正管理</p> <p>・宍粟市新病院検討委員会の設置</p> <p>・R3基本計画及び基本設計、R4:実施設計、R5～新病院建築工事</p>	
	<p>救急患者の積極的受入、回復期のリハビリ充実等が必要</p>	<p>医師・看護師の確保が必要</p>			
	<p>円滑な在宅復帰に向けた医療の提供を図ることが必要</p> <p>老朽化が進んでおり、ニーズに応じた新病院建設が必要</p>				

まちづくり指標	指標名	単位	現状値(R1実績)	目標値(R8)	数値の把握方法	目標値設定の考え方
	患者紹介率	%/年	46.0	50.0	(紹介患者数+救急搬入初診患者数)÷初診患者数	救急医療及び地域包括ケアシステムにおける入院機能を担う病院として、医療機関との連携を強化し、紹介患者の増加(初診患者の半数)をめざす。
	患者逆紹介率	%/年	48.0	55.0	逆紹介患者数÷初診患者数	市内唯一の病院として、各医療機関と連携を取りながら、機能を分担し地域完結型医療をめざし、令和8年度までには概ね年1%の向上を目標とする。
	病床利用率	%/年	77.6	82.0	年延入院患者数÷年延病床数	年間延べ53,600人(急性期病棟75%、地域包括ケア病棟90%)の入院患者受入れを目標とする。
	医業収支比率	%/年	95.7	95.0	医業収益÷医業費用×100	医業外となる繰入金部分を除き、本業である医業活動における収益基盤の安定化をめざす。
	経常収支比率	%/年	100.9	100.0	経常収益÷経常費用×100	単年度収支の黒字化により持続可能な経営を実現をめざす。

個別 連 計 画	計画名	計画期間
	公立宍粟総合病院改革プラン	R3～R7
	宍粟市における地域医療推進のための基本方針	H30～R9

統計等数値
●(R1)施設数(箇所):病院1、一般診療所29、歯科診療所13 ●病床数(床):病院199、一般診療所17 ●(H30)医師数(人):49、歯科医師数(人):17 ※隔年調査